

青少年第 1639-2 号  
令和 2 年 10 月 19 日

各私立小学校・中学校・高等学校長 様  
私立中等教育学校長 様

大阪府青少年・地域安全室青少年課長

大阪府青少年健全育成条例に基づく有害な玩具刃物類の指定について（通知）

日頃は、本府の取組みについてご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、このたび、大阪府青少年健全育成条例（昭和 59 年大阪府条例第 4 号）に基づき、下記のとおり、クロスボウを有害な玩具刃物類に指定しましたのでお知らせします。また、本指定と併せて、既に指定の有害な玩具刃物類の単位等についても改正しましたのでお知らせします。

つきましては、当該指定につきまして、生徒指導担当者等関係者へのご周知をお願いします。

記

- 1 指定・告示年月日 令和 2 年 10 月 9 日
- 2 指定する玩具刃物類の品名、構造及び機能
  - (1) 品名 クロスボウ
  - (2) 構造 銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるもの
  - (3) 機能 当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが  $0.69 \text{ J} / \text{cm}^2$  以上のもの
- 3 指定の理由  
当該クロスボウの構造及び機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認められるため
- 4 添付資料  
「大阪府青少年健全育成条例に基づく有害な玩具刃物類の指定について」チラシ  
大阪府公報第 349 号

【担当】

大阪府青少年・地域安全室  
青少年課健全育成グループ 尾崎・田中

〒540-8570 大阪市中央区大手前三丁目 1 番 43 号  
府庁新別館南館 7 階

電話：06-6944-9150（直通）

FAX：06-6944-6649